

地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律第29条の規定に  
基づく意見聴取について

資料

2川総庶第1260号  
令和3年2月1日

教 育 長 様

川 崎 市 長

令和3年市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について  
(依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和3年に開催される市議会定例会及び臨時会に提出を予定する各議案について、教育に関する事務の部分における貴委員会の意見を求めます。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）  
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(総務企画局総務部庶務課担当)

電話 200 - 2046

内線 21311

## 令和 3 年度川崎市一般会計補正予算について

## 教育費補正額 ー 千円

## ■補正の内容

## 1 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校管理運営委託事業費	R4～R8	1, 217, 135	R4～R8	1, 254, 120
小杉小学校土地借上料	R4～R31	6, 336, 988	R4～R31	6, 953, 044